

企業に不利な判決が目立つ税金訴訟  
(○は原告勝訴、×は敗訴)

# グループ戦略「税」の逆風

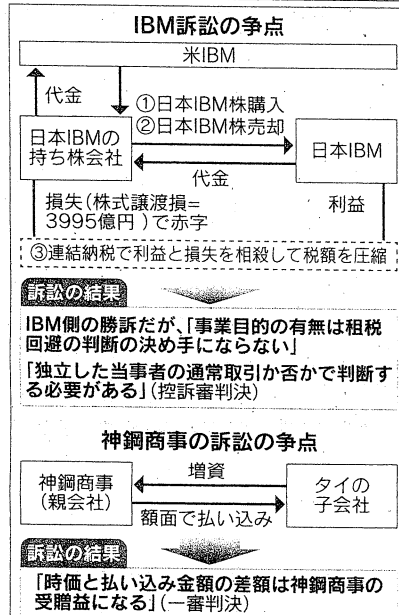
## 企業に不利な判決相次ぐ

企業グループに対する「税」の逆風が強まりそうだ。最近の主な税金訴訟で、組織再編や子会社の増資・減資を「租税回避」、「利益移転」とした国(税務当局)側の勝訴が目立つ。今後は税務調査が厳しくなるうえ、企業グループの経営戦略にも悪影響を与えそうだ。取引の段階から税務リスク軽減の十分な対策が必要になる。

# 租税回避の認定厳しく

「税務当局は個別企業との戦いには負けたが、企業全体には勝ったのではない」と。2月18日に企業側の勝利で決着したIBM訴訟。弁護士、税理士らの間でこんな見方が出始めている。同訴訟は当局から追徴課税された日本IBMの持ち株会社が起した。同持ち株会社は日本IBM株の売買で生じた39

▼租税回避 企業が合法的だと考えていても、税務当局の判断で課税できる取引を指す。法人税法132条などが包括的に規定。抵触すると、当局は企業の適法な取引や組織再編まで税務上はなかったとするなどして課税できる。



判決時期	原告側企業	争点
2015年		
5月	ホンダ	海外子会社との取引への移転価格税制による課税は適正か ○ 控訴審勝訴で確定
9月	日産自動車	子会社減資を旧商法上の限度額で払い戻したことは寄付金か × 最高裁不受理で敗訴確定
	神鋼商事	海外子会社の増資を額面で引き受けたのは受贈益か × 一審敗訴、2016年3月24日に控訴審判決の予定
2016年		
2月10日	デンソー	タックスヘイブン対策税制による子会社所得への課税は適正か × 控訴審敗訴。後に上告
18日	日本IBMの持ち株会社	日本IBM株売買の損失と同社利益の相殺は租税回避か ○ 最高裁不受理で勝訴確定
29日	ヤフー	繰越欠損金を抱えた子会社の合併による税額圧縮は租税回避か × 最高裁で敗訴確定

## 再編計画段階で対策

企業側の相次ぐ敗訴により、税務当局は「組織再編税制や寄付金課税の適用で厳しい姿勢を示している」(多くの関係者)ことが予想される。企業はどうか対応すればいいの。企業税務に詳しい弁護士、税理士らは「税務調査になってからでは遅い。取引の段階から税務リスク軽減の十分な対策を講じる必要がある」(太田弁護士)という。

## 当局に事前相談も一案

まず合併、分割、現物出資といった組織再編に踏み切る前の計画段階で、租税回避とされるリスクがあるかどうか、専門家らも意見を交わすことが重要だ。「場合によっては当局に文書で回答を求めるとも考えたほうがいい」(元仙台国税局長の川田剛税理士)という。寄付金課税では実際の取引価格と時価との差額が必

ず問題になる。当局が時価について様々な主張をしてくる可能性を考え、実際の租税回避を文書にまとめておきたい(経団連関係者)。寄付金課税に安易に応じることが避けた。国内取引の場合、資本金や所得金額に応じた損金算入枠がある。だが、それに甘んじていると肝心な時に当

ど「不自然なこと」「事業目的に合理性がない」とを考慮して乱用の判断基準とし、ヤフーの取引を租税回避と断じた。租税訴訟学会理事で税理士の藤田武美氏は「当局から取引が不自然と認められる可能性が大きくなった」と指摘する。ただ「何が不自然なのかは当局の考え次第の面がある」(企業税務関係者)との見方も強い。

(同)。今後は通用しなくなりそうだ。判決は「手段」についても「独立した当事者間の通常取引か否かで判断する必要がある」とした。租税訴訟に詳しい弁護士らは「独立した当事者間取引の物差しを当てはめると、グループ企業間取引の多くが租税回避とされ「しま」と話す。

**買収で税額圧縮**  
ヤフー訴訟では先月29日、最高裁がヤフーの上告を受理したうえで棄却し、同社の敗北が確定した。約540億円の繰越欠損金のあるグループ会社をヤフーが買収して合併、税額を圧縮したことが租税回避とされた。最高裁は「法の趣旨・目的を逸脱した乱用」を租税回避としたうえで、取引の結果が乱用に当たるとの言及。「通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とは乖離(かいり)した形式を作り出したりするな

として追徴課税した。納得できない同社は「タイ子会社の現地株主が株式を売却する場合は額面であり、現地株主からの利益移転はあり得ない」と争っていた。しかし昨年9月の一審は敗訴。今年2月に控訴審判決が出る。

**寄付金扱いに**  
減資についての日産自動車訴訟も昨年9月、日産の敗北が確定。当局は子会社の減資に伴い、日産に払い戻された金額が時価を下回るため、時価との差額を日産による子会社への利益移転(寄付金)とした。日産は「旧商法では、一定の限度額を超える払い戻しができなかったの税務戦略は大幅な見直しが必要かもしれない」と

反論したが、認められなかった。この2つの判決の影響も大きい。もとより親子会社間では時価より低い価格での取引が利益操作が行われやすいとして、寄付金の損金(税務上の必要経費)への算入を制限している。ただ増資や減資にまで寄付金課税をすることに批判は多い。「企業の資本政策や財務基盤強化に悪影響を与えかねない」(朝長氏)からだ。

最近では「タックスヘイブン(租税回避地)対策税制」による子会社所得の合算課税の是非を争うデンソーが控訴審で一転敗北。企業税務関係者に衝撃が走った。企業の税務戦略は大幅な見直しが必要かもしれない。